



政府登録国際観光旅館 (旅・2082号)



株式会社 和銅鉦泉旅館
和銅鉦泉 ゆの宿和どう
〒 368-0001 埼玉県秩父市黒谷 822-1
TEL 0494-23-3611

安全・安心への取り組み (宿泊約款)

- ① 地震・風水害対応 (避難マニュアル)
- ② 法律遵守の取り組み
- ③ アレルギー対応について
- ④ 宿泊約款

2023年9月11日改定

① 地震・風水害への対応

※当旅館の立地条件について

当旅館は、埼玉県土砂災害警戒区域に位置し、当館の敷地の一部ならびに周辺区域が土砂災害警戒区域に該当しております。

お客様の人命を最優先に考慮するため、当館では、独自の避難マニュアルを作成し、大規模災害等が発生しうると考えられる場合、もしくは発生した場合においては、直ちに、避難誘導並びに指示等、以下の対応をすることになっております。

大規模災害対応避難誘導マニュアル（当旅館の契約解除・避難指示等について）

当旅館は、各種大規模災害が発生しうると考えられる場合もしくは発生した場合においては、直ちに宿泊契約を解除し、避難誘導並びに指示等、以下の対応をすることとする。

- (1) 土砂災害特別警報もしくはそれに準じた政令等によって、宿泊者の避難・移動が命じられたときは、宿泊者を直ちに秩父市が指定する1次避難場所（秩父市立原谷小学校）に避難誘導し、かつ速やかに所轄機関の指示に従うこととする。
- (2) 宿泊予約者が宿泊当日、当館へ向かって移動中の場合、前項の政令等によって当館付近の住民に対し、避難・移動が命じられたときは、宿泊予約者に対して、当旅館から宿泊契約の解除並びに避難指示の連絡をすることとする。
- (3) 大雨台風等の風水害及び大規模災害等が発生する恐れ（大雨・土砂災害特別警報の発令等）が生じた場合、当館の対応は以下の通りとする。
 - ア) 宿泊前日までの場合、宿泊予約者に対して、当館から宿泊契約の解除並びに日程変更等の連絡をすることとする。
 - イ) 宿泊予約者が宿泊当日、当館へ向かって移動中の場合、宿泊予約者に対して、当館から宿泊契約の解除並びに避難指示の連絡等を行うこととする。
 - ウ) 宿泊中の場合、宿泊者に対して、災害発生の恐れが生じた以後の宿泊契約の解除並びに、当館の責任において、当該地区からの速やかな避難誘導を行うこととする。

※ 上記の規定に基づいて宿泊契約を解除したときの料金等は以下の通りとする。

- ア) 宿泊前日までの場合、違約金（キャンセル料）は発生しない。

- イ) 宿泊予約者が宿泊当日、当館へ向かって移動中の場合、違約金（キャンセル料）は発生しない。
- ウ) 宿泊中の場合、当該地区からの避難誘導が行われた後の宿泊料金及び各種利用料金は発生しない。避難誘導以前までの飲食代、その他利用料金については宿泊約款に基づき請求する。

② 法律遵守の取り組み

株式会社和銅鉱泉旅館では、法律遵守への取り組みを示すため、旅館・温泉・飲食に関する各種法律のもと、公開すべき情報をもれなく提示しております。

旅館関係における公開すべき情報（各種免許取得期日は、最新の更新日を記載）

旅館営業の取得：平成 2 年 2 月 28 日

許可番号：指令秩第 3 - 5 4 号

飲食店営業の取得：平成 27 年 1 月 26 日

許可番号：指令秩保第 1 - 3 5 9 号

※年 2 回の食品衛生協会の指導の下、保健所の立ち入り検査を受け、調理場及び、浴室の衛生管理検査を受けています。また、調理従事者は、年 1 回の食品衛生責任者衛生管理講習会を受講しています。

※「和銅鉱泉消防計画」を作成し、年 2 回の消防設備定期検査を実施、年 1 回の消防署の立ち入り検査並びに、年 2 回の消防訓練を実施。消防設備については、年 1 回の消防署への報告を実施しています。

温泉利用許可の取得：平成 22 年 2 月 12 日

許可番号：指令薬第 1 0 1 2 号

※温泉法改正により、温泉成分分析表の掲示が義務付けされ、館内浴室並びにホームページにて利用する温泉の成分分析表を掲示しています。

泉質／単純硫黄冷鉱泉（低調性弱アルカリ性冷鉱泉）

源泉採取場所温度／13.1℃（調査時の気温 17℃）

浴槽内温泉温度／40.5℃～42.5℃

温泉成分／pH 7.6

温泉成分分析日／平成 27 年 5 月 25 日

加水の有無とその理由／加水あり・源泉量不足のため

加温の有無とその理由／加温あり・湯温不足のため

循環の有無・濾過の有無／循環濾過あり・保健所の指導により

入浴剤使用の有無／使用なし

消毒の有無／塩素消毒あり・保健所の指導により

温泉浴用の禁忌症／病気の活動期（特に熱のあるとき）、活動性の結核、進行した感染腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような思い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期

※温泉法により義務付けられている、浴槽水のレジオネラを含む水質検査を、保健所指定の公式検査施設に依頼して、年2回検査し、その結果を浴室内に掲示しています。（循環式は年2回の検査が義務付けられています。）

飲食に関する情報：米トレーサビリティー法（2011年7月1日）による、使用のお米の産地表示義務による表示。

和銅鉾泉 ゆの宿和どう では、全て国内産のお米を使用しています。

民法改正に伴う、宿泊約款の提示義務：ホームページ並びに各客室レジメに提示してあります。

③ アレルギー対応に関して

アレルギーをお持ちのお客様に関しましては、事前に（3日前）お申し出のあった場合、出来る限りの対応をさせて頂いております。

ただし、「海老がダメ」などの単品のアレルギーについては対応可能ですが、小麦、大豆などの成分のアレルゲンは、調味料に含まれていることもあり、全てにおいて対応することが出来かねる場合がございます。事前に（3日前）メールもしくはお電話にてご相談ください。また、アレルギーの感受性には個人差があります。ご希望の食材を使わないことは可能ですが、例えばお鍋など調理器具に付着したごくわずかな成分まで完全に除くことはできません。

旅館という業務の制約上、完全にご要望にお応えすることが難しいので、安全のためにも、重度の場合は、必ずかかりつけのお医者様に御相談下さい。

●お食事やアレルギー対応のお問い合わせはこちらから → info@wadoh.co.jp

④ 和銅鉱泉 ゆの宿和どう 宿泊約款

(本約款の適用)

第1条 1) 当館の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとし、

2) 当館は、前項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊引き受けの拒絶)

第2条 当館は次の場合には、宿泊の引受をお断りすることがあります。

1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。

2) 満室(員)により、客室の余裕がないとき。

3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。

5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。

6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。

7) 埼玉県旅館業条例の規定する場合に該当するとき。

(氏名等の明告)

第3条 当館は、宿泊日に先だつ宿泊の申し込み(以下「宿泊予約の申し込み」という)をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。

1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業

2) その他当館が必要と認めた事項

(予約金)

第4条 当館は宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日を超える場合は3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

予約金は次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に当し、残額があれば返還します。

(予約の解除)

第5条 1. 当館は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

2. 予約を取消された場合、または使用されなかった場合は、お申し出により、第1泊目の対象として、次の率による取消料をいただき残額を払い戻しいたします。使用されなかった券についてもなるべく予約宿泊日から1カ月以内にお申し出ください。

1名様から

不泊	当日	前日～5日前
100%	50%	20%

3. 101名以上の予約人数の10%、20%を超える人数が不参加となった場合及び100名以下の予約人数の20%を超える人数が不参加となった場合、それぞれ10%、20%を越えた不参加者に対して、2に準じた取消料を頂きます。詳細はスタッフにお尋ねください。

4. 当館は宿泊者が連絡しないで、宿泊日当日の午後7時（あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

5. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが電車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条 当館は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- 1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
- 2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- 3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

当館は、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに收受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、宿泊日当日当館の玄関帳場（フロントオフィス）において次の事項を当館に登録して下さい。

- 1) 第3条第1号の事項
- 2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
- 3) 出発日及び時刻
- 4) その他当館が必要と認めた事項

(チェックアウトタイム)

第8条 宿泊者が当館の客室をおあけいただく時刻(チェックアウトタイム)は、午前10時00分とします。

(営業時間等)

第9条 当館の施設の営業時間は次の通りとします。

- 1) ルームサービス 午後3時00分から午後10時00分まで。
- 2) 第1項の時間及び前項の期間は、臨時に変更することがあります。

(料金の支払い)

第10条 1. 料金の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手若しくはクーポン券により、宿泊者の出発の際又は当館が請求した当館の玄関帳場(フロントオフィス)にて行っていただきます。

2. 宿泊者が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第11条 宿泊者は、当館内において、当館が定めて当館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第12条 当館は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- 1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
- 2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第13条 1. 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館の玄関帳場(フロントオフィス)において宿泊の登録を行った時又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

2. 当館の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

(災害発生時、避難指示が発生した場合のご利用料金の取り扱い表)

- 第14条
1. 当館の宿泊及びご滞在中に、大雨台風等の風水害及び大規模災害等が発生する恐れ（大雨・土砂災害特別警報の発令等）が生じた場合、以後の宿泊契約の解除並びに、当館の責任において当該地区からの速やかな避難誘導を行うこととする。
 2. 前項により避難誘導を行う前に提供した対価は次の通り請求する。

1名様から
夕食前 夕食中 夕食後 朝食前 朝食後
請求無 請求無 夕食代 夕食代 1泊2食代
 3. いかなる場合も個人的利用による追加の飲食代金及び利用行為については実費を請求する。